



詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人 nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定等委員会だより



(左写真)
公益財団法人
中谷医工計測技術振興財団
＜科学教育振興助成＞



(右写真)
公益財団法人
山口きらめき財団
＜秋吉台国際芸術村全景＞

委員の法人訪問記

目次

- P.2
新年の御挨拶
- P.3
第2回テーマ別セミナー
・ 寄附税制の基本の「き」
・ 寄附受入れへの第一歩
- P.4
「法人との対話」法人訪問(第10回)
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団
- P.5
委員の法人訪問記⑤
公益財団法人山口きらめき財団
- P.6
申請サポートに関する情報・その他お知らせ
(公益認定申請サポート・法人運営相談の
開催等の日程について)



平成29年12月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	801	123	666
	財 団	1,650	329	865
都道府県	社 団	3,354	111	4,139
	財 団	3,701	445	2,954
合 計		9,506	1,008	8,624

(注) 公益目的支出計画実施法人

平成30年

新年の御挨拶



内閣府公益認定等委員会委員長
山下 徹

明けましておめでとうございます。

はじめに、日々公益活動に取り組まれている公益法人関係者の方々に、心より敬意を表しますとともに、寄附や活動への参加などを通じて公益法人をあたたく御支援くださっている多くの皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

本年は、現行の公益法人制度が始まってから10年目という節目の年となります。

公益認定法は、公益法人制度創設以来110年ぶりの抜本的な改革の結果、平成20年12月に施行されました。この法律においては、その目的に「民による公益の増進と活力ある社会の実現」が掲げられ、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の重要性が指摘されました。

公益認定等委員会といたしましては、この節目の年に、「初志」と言うべき上の目的を改めて肝に銘じ、業務に励んでまいりたいと思います。公益法人の皆様におかれましても、この思いを共有いただきますとともに、折に触れてお伝えしてきました「自律」と「自立」の重要性を踏まえて、日々の法人運営に取り組んでいただきたいと思ひます。

さて、公益法人の現状を見ますと、全国で約9,500の公益法人が多様な目的のもと、多様な事業を行っています。中でも、「地域社会の健全な発展」を事業目的として活動する法人数は、全体の三分の一強を占める約3,300と最も多くなっており、このような法人の活動は、政府の重要政策の一つである地方創生と同じ方向を目指すものと言うことができ、両者が相まってより大きな効果が得られることを期待しております。

東北地方では、東日本大震災からの復興を進めている中、地域の産業等の振興のために活動している公益法人が多数あります。公益認定等委員会では、「法人との対話」の一環としてこのような法人をいくつか訪問し、各法人が自らの活動にかける思いを伺いました。お話を伺い、改めて各公益法人の思いを受け止めつつ審査・監督にあたることの重要性を感じたところです。

公益認定等委員会は、これからも真摯かつ実直に活動する公益法人を応援し、国民の皆様のために、法人の審査・監督に努めてまいります。

今後とも、全国各地の公益法人の活動に篤い御支援をいただきたく、また、内閣府公益認定等委員会及び都道府県合議制機関の活動に対し、御理解を賜れば幸いです。

本年が、皆様にとって佳き年となりますよう、心より祈念いたします。

平成30年1月1日

平成29年度 第2回テーマ別セミナー

<平成29年12月7日(木)開催>

① 寄附税制の基本の「き」 ② 寄附受入れへの第一歩

内閣府では、法人運営をサポートする観点から、公益法人として活動されている皆様を対象に「テーマ別セミナー」を開催しています。

今回は、寄附に関する二つのテーマについてセミナーを開催し、約100法人の皆様にご参加いただきました。以下、概要を紹介します。



① 寄附税制の基本の「き」

前半は、内閣府から以下について説明を行いました。

- ・寄附税制の全体像（個人・法人寄附者及び寄附を受けた公益法人に対する優遇措置の種類等）
- ・優遇措置に係る税控除額の具体的な計算方法、個人所得税の税額控除に係るPST（パブリック・サポート・テスト）要件等

なお、寄附税制については、本誌 第67号（平成29年10月12日発行）において詳しく紹介しています。併せてこちらもご参照ください。

② 寄附受入れへの第一歩

後半は、寄附受入れの実務について、**鶴見和雄・(公財)公益法人協会 常務理事・事務局長**にご講演いただき、ご自身の経験を基に、公益法人が寄附募集や受入れを行う際のポイントをご紹介いただきました。

- ・寄附を募集する目的の明確化
- ・継続的な支援を寄附者からいただくためのコミュニケーションの重要性
- ・寄附受入れに当たっての事務体制など



当日資料より抜粋

寄附募集を始めるにあたっては、

- (1) 法人の活動の認知
- (2) 活動への共感
- (3) 活動への支援・参加
- (4) 支援の継続

という流れを意識しつつ、潜在的な寄附者層に対して、広報・マーケティングを行うことが必要です。

寄付金獲得の広報・マーケティングの基本戦略

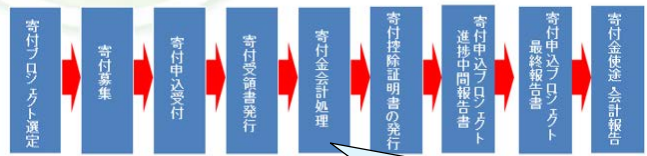


統一したメッセージを発信することで《具体的活動をもって法人の活動を第一想起してもらうこと》が認知向上における最大の焦点

実行する上でクリアすべきポイント

- コアターゲットは
- 統一したメッセージは可能か
- 広報・広告活動規模は
- メディアとの連携はどの程度可能か
- 広報活動の最終目標(定性・定量)
- 政府・民間企業からの支援は

寄付募集から寄付使途報告・会計報告までのプロセス



継続的な支援を得るためには、寄附の募集目的となっているプロジェクトの進捗等を、定期的に寄附者に対して報告・説明していくことが大切です。

テーマ別セミナーの資料は、公益法人informationで公表しています。
公益法人informationトップページ→公益法人の皆様へ→テーマ別セミナー をクリック

「法人との対話」法人訪問 (第10回)



公益財団法人 中谷医工計測技術振興財団

医工計測技術分野における技術開発助成、表彰、人材育成並びに情報収集及び情報提供等を目的に、昭和59年に設立され、平成24年に公益認定を受けました。

法人公式HP <https://www.nakatani-foundation.jp/>



11月2日(木)、内閣府公益認定等委員会の山下徹委員長、小森幹夫委員長代理、小林敬子委員及び恵小百合委員が(公財)中谷医工計測技術振興財団(以下、「財団」といいます。)を訪問し、軽部征夫理事長、寶田馨事務局長を始めとする財団の方々、事業活動や法人運営などに関する意見交換を行いました。

医工計測技術とは、人の体の状態を機械により数値化して測ることにより医療に役立てる技術のことです。財団は医療機器メーカーであるシスメックス(株)の創業者・中谷太郎氏により設立され、医学と工学にまたがるこの分野への研究に対する助成等を通じ、社会の発展と生活の向上に寄与することを目的としています。

財団の活動の大きな柱は、以下の5つです。

1. 医工計測技術分野における技術開発、技術交流および技術動向等の調査研究に対する助成
2. 同分野における技術開発に顕著な業績をあげた研究者の表彰
3. 同分野に関する情報収集および提供
4. 科学教育振興に対する助成
5. 奨学金の給付



軽部理事長からは、平成24年に中谷太郎氏の子息である中谷正氏の遺志により、氏の財産である株式等が寄贈されたことを受け、その配当を使って事業を拡大しており、これまでの研究助成から小中学生年代の科学への理解・関心を持ってもらうための科学教育の振興や奨学金の給付など、全年代を通じた医工計測技術の発展に努めているとのお話がありました。



財団は公益法人として配当の拡大分を公益事業に費消することに積極的に取り組み、着実に成果を挙げている一方、財団の運営は株式の配当金で成り立っており、会社の業績次第で配当額が変動するというリスクを抱えていることから、意見交換では、財団の収入をどう安定的に確保するかについて、意見が交わされました。

また、財団からは、科学技術の研究に関し助成を行っている他の法人とのネットワーク構築や、将来世代に医工計測技術分野のみならず、すそ野の拡大に向けて科学全般に関心を持ってもらうための事業を今後とも拡大したいとお話がありました。

なお、今回の法人訪問では、シスメックス(株)の製品を展示しているショールームを見学させていただき、医工計測技術が実際どのような形で医療機器や医療現場に役立てられているかということに触れることができました。

財団を設立された中谷太郎氏の科学技術発展及び人材育成に対する強い意思と熱意と情熱、そして、それを受け継がれた財団の方々の温かい想いを伺うことができた訪問でした。

公益財団法人中谷医工計測技術振興財団の皆様にご挨拶申し上げます。



委員の法人訪問記⑤ 公益財団法人山口きらめき財団



平成29年11月13日に山口県にて開催された公益認定等委員会と都道府県の合議制機関の意見交換（中国・四国ブロック会議）に際し、公益認定等委員会の小森幹夫委員長代理及び恵小百合委員が、翌14日に「公益財団法人山口きらめき財団」を訪問しました。その様子を紹介します。

公益財団法人山口きらめき財団

平成5年 財団法人山口県文化振興財団設立
財団法人やまぐち女性財団設立
平成14年 財団法人やまぐち県民活動きらめき財団設立
平成24年 上記3財団が合併し、
公益財団法人山口きらめき財団設立

法人公式ホームページ <http://www.y-kirameki.or.jp>



今回の訪問では、山口県から指定管理者の指定を受けている秋吉台国際芸術村（登記上、法人の従たる事務所）の施設見学後、半田健二副理事長、八木資義村長、塩谷信夫事務局長及び事務局の皆様方と法人の事業活動や法人運営に関する意見交換を行いました。

活動内容

- 1 自主的・主体的な県民活動の支援事業
- 2 男女共同参画社会の実現に資する普及啓発・支援事業
- 3 文化芸術活動の振興のための事業
- 4 秋吉台国際芸術村を拠点とした文化振興のための管理運営事業



メインホール

施設見学

建築家の磯崎新氏の設計による秋吉台国際芸術村においては、法人が山口県から指定管理者の指定を受け、「秋吉台国際芸術村管理運営事業」が行われています。

具体的には、国内外の芸術家を招聘し、2か月程度の宿泊滞在期間を通じて音楽、美術、舞踊、演劇等の創作及び発表活動を行ってもらうことによる県民との交流の場づくりや世界に向けての情報発信、一般利用者への施設の貸し出しやコンサートホールを用いた音楽セミナー等を行っているとのことでした。

訪問時には、「ひかりアート展」が催されており、ハンガリー出身の芸術家タマシュ・スベット氏らの作品が展示されていました。秋芳洞をイメージして造られたメインホールは音響的に特に秀でており、先般訪れた作曲家の池辺晋一郎氏も絶賛されたということです。

また、地元大学生等に対して廉価で音楽室を貸し出すなど、地域密着型の施設運営がなされていると感じられました。

山口県からは、施設利用率の向上が求められており、法人ではリピーターだけでなく、新規利用者を幅広く獲得するため、一般観光客も宿泊可能とするといった運用改善に努めてきているとのことでした。他方で、平成10年のオープン以来19年が経過し、施設の老朽化も目立ち始めているといった課題があるとのことでした。

意見交換

法人の活動の中で大きな柱となっている「県民活動支援事業」では、自主的・主体的な県民活動を展開する活動団体に助成金を交付しているが、活動団体に対し一定比率の自己資金負担を求めているほか、事業内容にも一定のクオリティを求めており、審査の結果、事業採択数が計画に達しない場合もあるとのことでした。

法人運営という側面では、低金利の影響で基本財産及び特定資産の運用益が年々減ってきていることもあり、正味財産が毎年4千万円程の減少基調にあるとのことでした。

正味財産は約18億円と当面の資金繰りに懸念は生じていないが、新たに中長期的な収支計画の見通しが必要であることから、平成32年度からの5年間の中期計画を策定することとしており、事業内容の集約も視野に入れ、法人内に設置したプロジェクトチーム(役員等で構成)で定期的に議論を重ねているとのことでした。

助成団体の例



発達障害支援サークル
星の子



岩国小児医療の会

公益財団法人山口きらめき財団の皆様にご挨拶申し上げます。

公益認定申請サポート・法人運営相談について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。**公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）**についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

電話相談

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。1月末から2月上旬にかけて、3月分の予約を受け付けます。

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「窓口相談」）

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。今後の開催予定は下記のとおりです。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」）

◆京都府京都市で開催
日時：2月19日（月）13:10～16:50
場所：京都府職員福利厚生センター
（京都府庁内）

◆東京都千代田区で開催
日時：3月2日（金）13:10～16:50
場所：アーバンネット大手町ビル

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>) について

公益法人制度に関する各種情報（法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等）を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます（トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」をクリック）。



活動紹介を希望する公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、「公益法人information」及び本誌（月1回発行）で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

●本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524
メール: koueki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。